

**企業総合補償保険**

# 食中毒・感染症 に関する休業補償のご案内

- 食中毒・感染症補償特約(休業損失補償条項)
- 食中毒・特定感染症利益補償特約(費用・利益補償条項)

営業施設で感染症や食中毒が発生…休業への備えは十分ですか？  
企業総合補償保険では、**新型コロナウイルス感染症**をはじめとする感染症、**食中毒による休業**を補償する特約をご用意しています。



## ○ 保険金をお支払いする場合

### 感染症に関する補償

#### ① 休業損失に対する保険金のお支払い

以下のいずれかの事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、1事故あたり14日間まで、かつ、500万円<sup>(注1)</sup>を限度に**保険金をお支払い**します。<sup>(注2) (注3)</sup>

- 営業施設が**下表の感染症**の原因となる病原体に汚染されたこと
- 上記の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による営業施設の消毒、隔離その他の処置



#### 保険金のお支払い対象となる感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

#### ② 消毒等の処置に要した費用に対する20万円のお支払い

営業施設で**上表の感染症**または**指定感染症**(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいいます。)が発生した場合において、保健所等から営業施設の消毒、隔離、その他の処置の指示・命令等がなされた場合に、その処置に要した費用やその処置に伴い営業が阻害されたことによる損失に対して、**保険金20万円を先払い**します。<sup>(注4)</sup>

<sup>(注1)</sup> 食中毒・特定感染症利益補償特約(費用・利益補償条項)の場合は、支払限度額は500万円または主契約の利益補償の支払限度額のいずれかが低い額となります。

<sup>(注2)</sup> 食中毒・感染症補償特約(休業損失補償条項)の場合は、休業2日目以降が補償の対象となります。

<sup>(注3)</sup> ②の20万円が支払われた場合は、①の休業損失に対する補償については20万円を差し引いて支払保険金を算出し、かつ、②の20万円と合算して500万円<sup>(注1)</sup>を限度とします。

<sup>(注4)</sup> 保険期間(保険期間が長期の場合は、保険年度)を通じて、1敷地内ごとに1回のみのお支払いとなります。

### 食中毒に関する補償

以下のいずれかの事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、**保険金をお支払い**します。<sup>(注)</sup>

- 営業施設における食中毒の発生または営業施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生
- 上記の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による営業施設の営業の禁止、停止その他の処置

<sup>(注)</sup> 食中毒・感染症補償特約(休業損失補償条項)の場合は、休業2日目以降が補償の対象となります。



## ■ 保険金のお支払い例

### ケース①

営業施設の従業員に新型コロナウイルス感染症の感染疑いが発生。保健所に連絡したところ、PCR検査を実施するよう指示があったため、**休業はしなかったが、従業員に対してPCR検査を実施した。**



保健所からの検査指示を受けて検査を実施したこと等に対して、その費用に充てるための資金として**20万円**をお支払いします。

### ケース②

セットする特約：食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項）

保 険 金 額：1日あたり30万円

事 例：営業施設で新型コロナウイルス感染症が発生したため、休業した。保健所に連絡したところ、**消毒を行うよう指示があったため消毒を行った。休業から6日目に消毒が完了し、翌日から営業を再開した。**



保健所からの消毒指示を受けて消毒を実施したこと等に対して、その費用に充てるための資金として**20万円**（注）をお支払いします。  
休業損失に対しては、休業初日を除く5日間に対して、 $30万円 \times 5日間 - 20万円$ （注） = **130万円**をお支払いします。

（注）20万円は、休業損失に対する保険金からの内払となります。

### 〈ケース②のお支払いイメージ〉



※1 休業損失に対する保険金のお支払い対象は、事故によって減少した利益損失となります。事故発生よりも前に、感染症の感染拡大に伴う営業時間の短縮や外出自粛の影響により従来より売上が減少していた場合であっても、その部分はお支払い対象外となりますので、ご注意ください。

※2 食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項）の場合は売上減少額のうち「粗利益」に相当する部分に対して、食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）の場合は売上減少額のうち「営業利益+固定費」に

相当する部分に対して保険金をお支払いします。詳しいお支払い内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問合せください。

※3 食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項）では、保健所等による消毒・隔離等の処置の指示・命令がなされた場合は、その処置が解除された時までが保険金のお支払い対象期間となります。ケース②の場合、消毒が完了した翌日以降に自主的に休業を継続した場合は、その期間はお支払い対象外となりますので、ご注意ください。

## × 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合には、保険金をお支払いしません。

- 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業は補償の対象外です。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
- 保険始期日の翌日から起算して14日以内に発生した感染症による事故は補償の対象外です。ただし、感染症による損失を補償する特約をセットした契約の継続契約である場合を除きます。
- 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為は補償の対象外です。

 損害保険ジャパン株式会社

〈お問い合わせ先〉

船橋市芝山5-44-1 フォレスト芝山3F  
株式会社 あんしん保険  
TEL047-468-2141 FAX047-468-2190

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
<連絡先><https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

SJ20-52059 2021.1.28 (21010446) 504944 - 0100